

# 欠格事項要件書

有限会社 川尻工業 では以下に欠格要件がある際は取引をすることができません。

《欠格要件》

- 1 契約を締結する能力を有しない法人または役員及び職員(未成年者、被保佐人又は被補助人)及び破産者で復権を得ない並びに経営状態が著しく不健全であると認められる法人。
- 2 次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後5年を経過していない人または役員及び職員。
  - ア 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした法人または役員及び職員。
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した法人または役員及び職員。
  - ウ 落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた法人または役員及び職員。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった法人または役員及び職員。
  - カ 会社に提出した書類に虚偽の記入をした法人または役員及び職員。
  - キ 会社や法人と係争中である法人または役員及び職員。
  - ク 役員等(個人にあつてはその者、法人にあつては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。)が、暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人または役員及び職員。
  - ケ 法人または役員及び職員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合。
  - コ 法人または役員及び職員が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
  - サ 法人または役員及び職員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる場合。
  - シ 法人または役員及び職員が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
  - ス 自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った法人または役員及び職員か。
  - セ 役員もしくは職員が、暴力団又は暴力団員及びゴロと呼ばれるような行為または似た行為をしたことがある法人。
  - ソ 法人または役員及び職員がその他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不相当と認められる場合。
  - サ 役員及び職員に交通違反以上の違反金・反則金および過料・科料・罰金刑以上の刑に処せられて5年を経過していない場合。
- 3 前号の規定に該当する者を見積りの代理人として使用する法人または役員及び職員。
- 4 新規取引先調査票及び添付資料に虚偽を記入した法人または役員及び職員。
- 5 支払いに際し、手形を使う法人。
- 6 取引業者取引停止処分および罰金刑以上の刑に処せられて5年を経過していない社員および業者が含まれないこと。